

題はないのですが、机と椅子を利用することによって移動スペースが減少しますので、参加者等の接触事故に留意することが必要です。職員に事故防止の徹底を図っていきたいと考えます。

高齢者にとって誰もが安心して安全なイベントとなり、肢体不自由な方も出席できる魅力ある敬老会にできるよう心がけます。

渡邊 均 議員

質問 村内の空き家対策について

(内容) 「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され
たなか、例外ではなく数多くの
空き家が見受けられる東秩父村
において、今後どのように対応
されるべきか

答弁 本村における空き家に対する対応は、その実態を把握することから始め、把握した空き家の情報を整理することから取り組まなければならないと考えています。その整理された情報により所有者に適正管理を求め、空き家として活用できる物件がどのくらいあるのか、その活用方法を検討すべきであると考えます。この活用策の一つとして、すでに産業建設課において空き家バンク制度が開始されています。

活用できる物件を除いた残りの物件については、周囲に与える影響を見極め、その中から防災、衛生、景観からみて「特定空家等」に該当するか判断していくことになると思われます。

いずれにしても、本村における空き家対応は、まず活用することから始めるべきと考えます。

質問 地方版地域総合戦略について

(内容) 本年度は、人口減少と地域経済縮小の悪循環を克服するため、今後目指すべき将来を見据えた地方創生、地域活性化の「地方版地域総合戦略」を策定しなければなりません。本村における策定に向けての現在の状況、今後の予定について

答弁 平成26年度第4号補正予算において「地方版総合戦略策定事業」の事業費1000万円を予算措置し、平成27年度に明許繰越となっています。

また、昨年度に「東秩父村まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定支援業務委託プロポーザルを実施し、地域計画株式会社を選定、本年度に同会社と業務委託締結をしました。

現在、総合戦略策定に向けた本村の人口策定ビジョン(案)作成のための、人口の現状分析を行っています。

そして、役場組織体制としては、平成27年5月1日に「東秩父村まち・ひと・しごと創生本部」を設置しました。今後は、

①総合戦略策定アドバイザー業務委託契約

②「東秩父村まち・ひと・しごと創生本部」第1回本部会およびワーキングチームキックオフ会議開催

③本村の人口ビジョン(案)作成のため、人口の将来展望調査(村民向けアンケート調査)の設計と実施

④産官学金労言や住民代表をメンバーとする総合戦略推進組織等の設置に向けた検討を行っていきます。

根岸 文雄 議員

質問 空き家対策について

(内容) 村でも空き家バンク登録制度が開始されました。また、5月26日には、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行となりました。

①空き家バンクの登録件数について

答弁 現在の登録件数は2件が登録されており、1件は賃貸、もう1件は売買を希望しております。村ホームページへの掲載は、本人と公益社団法人埼玉県

宅地建物取引業協会埼玉西部支部との調整後になります。この他に登録したい申し出は4件受けています。

また、空き家利用登録者は1件で、賃貸借を希望しています。制度PR後の空き家の有無についての問合せは6件ほどありました。

今後は、空き家バンク制度の周知徹底を図り、興味を持っていただいた方への積極的なアプローチにより登録件数を増やし、人口減少の歯止めとなるよう努力します。

②「特定空家等」に該当する空き家は、村内に今、どのくらい存在しているのか

答弁 「特定空家等」に該当するかの判断は、

①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れがある状態

②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

これらの状況が発生している場合は、

(1)その所有者から村に相談が寄せられる場合
(2)地域住民からその状況を改善するよう村に対して要望が出される場合

(3)職員等が移動するなかで気づく場合等があると思われますが、現在確認したものはないとの認識ですので「特定空家等」に該当する案件の把握はありません。

③「特定空家等」に対し、撤去や修繕を勧告等、命令できる権限が法的に位置づけられたが、村長の権限運用について

答弁 本村における空き家対策は空き家を活用することを基本とし、活用できない空き家についてさらに調査をしたなかで「特定空家等」と認められる建物については法に基づく指導、勧告、命令、代執行の措置をとることとなります。しかし、この措置は財産権の制約をとまなう行為が含まれることから、実施の際は助言・指導といった働きかけによる行政指導を十分に行う段階を経て、不利益処分である命令へと移行することにより、慎重に行うことが必要であるとの認識のうえに立ち運用すべきであると考えています。